

飼い犬・飼い猫からのお願い



私たちが迷子にならないために
迷子札を付けてください。

飼い主のもとに戻るためには迷子札は必要です。
着票することは、飼い主のマナーです。

犬や猫は、こんな場合に逃走します。

- 発情により興奮して
- 雷の音に驚いて
- 花火があがっているとき
- 台風のときの風や雨の音で
- 玄関を開けた瞬間に



迷子札(所有の表示)には、こんなものがあります。

1

鑑札と狂犬病予防注射済票(犬の場合)

犬の所有者は、鑑札と注射済票を犬に付けておかなければなりません。

(付け方)



2

名札

飼い主の連絡先(住所・氏名・電話)を記入したものを首輪に付けてください。



3

マイクロチップ (登録機関への手続きが必要です。)

獣医師が、犬・ネコの頸部にチップを埋め込みます。チップのデータを専用のリーダーで読み取り、データベースに照会すると飼い主が判明します。



迷い犬・迷い猫の問合せ先(保護・迷子ダイヤル)

受付時間
8:30~17:15
(平日のみ)

茨城県動物指導センター TEL 0296-72-1200

〒309-1606 茨城県笠間市日沢 47 FAX 0296-72-2271

茨城県 動物

検索